

2015年9月28日

次世代の会内規

次世代の会 幹事会

- 第1条 本会は、「次世代の会」と称する。
- 第2条 次の世代を担う、炭素材料に関わる若手研究者・技術者の活動支援および連携支援を行い、人材の育成および関連分野の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、炭素材料学会における45歳以下の正会員・学生会員・賛助会員に参加資格がある。会費の徴収は行わない。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
(1) 炭素材料夏季セミナーの開催運営
(2) 本会会員の研究活動支援
(3) 本会会員間の情報交換、研究交流、共同研究の支援
(4) 本会会員と非会員（炭素材料学会の非会員含む）との情報交換、研究交流、共同研究の支援
- 第5条 本会会員の中から幹事を選出し、幹事会を構成する。幹事会は、本会の活動にかかる重要な議題に関する審議を中心的に執り行う。
- 第6条 幹事の中から幹事長（任期2年）を1名、副幹事長（任期4年）を最大4名まで選出し、常任幹事会を構成する。常任幹事会は、次世代の会の実質的な運営を担う。幹事長は本会を代表し、会務を総理する。幹事長および副幹事長は、幹事会において選任する。
- 第7条 幹事は、本会会員の中から自推もしくは他推を受けて幹事長が承認することで選出され、本人の了解のもとに着任するものとする。辞任については、辞任を希望する本人が幹事長へ連絡をし、承認されることで成立するものとする。幹事長、副幹事長は原則として再任は不可とする。幹事、副幹事長、幹事長のいずれに関しても、年齢が46歳に達した場合は、同年の12月末日をもって離任するものとする。
- 第8条 夏季セミナーの実行委員については、幹事会が選出する。現地実行委員やアドバイザーとして、本会の非会員も着任可能とする。
- 第9条 本内規の改正は幹事会において決定する。
- 附則 本内規は2016年1月1日から施行する。